

長岡市規則第1号

長岡市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

長岡市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成24年長岡市規則第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び長岡市空家等の適切な管理に関する条例(平成29年長岡市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供の整理)

第3条 市長は、条例第5条の規定による情報の提供を整理するため、空家等の情報受付簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(空家等の台帳)

第4条 市長は、条例第5条の規定による情報の提供その他の方法により空家等を発見した場合は、当該空家等に関し空家等の台帳(別記第2号様式)を作成し、その状態、対応の経過等を記録するものとする。

(特定空家等に係る通知)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定による通知をするときは、特定空家等認定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定による通知をするときは、特定空家等認定取消通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(立入調査の方法)

第6条 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記第6号様式)とする。

(助言・指導書)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言又は指導をするときは、助言・指導書(別記第7号様式)により行うものとする。

(勧告前の手続)

第8条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をするに当たり、条例第7条の規定により意見を述べる機会を与える場合は、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に対し勧告に係る事前の通知書（別記第8号様式）を送付するものとする。

2 前項の通知書の送付を受けた者は、当該勧告について意見を述べようとするときは、市長の指定する期日までに、勧告に係る意見陳述書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 勧告について意見を述べようとする者は、前項の勧告に係る意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを、第1項の通知書の送付を受けた日から5日以内に市長に対し求めることができる。

4 市長は、前項の求めがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、日時を指定して、当該意見を述べようとする者又はその代理人から口頭により意見の聴取を行うものとする。

（勧告書）

第9条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第10号様式）により行うものとする。

（命令書）

第10条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記第11号様式）により行うものとする。

（命令前の手続）

第11条 市長は、法第14条第4項の規定による通知をするときは、命令に係る事前の通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する通知を受けて意見を述べようとする者は、命令に係る意見陳述書（別記第13号様式）により、市長の指定する期日までに意見を述べなければならない。

（緊急安全措置の手続）

第12条 条例第8条第1項に規定する所有者等の同意は、次に掲げる事項に関して行われるものとする。

- (1) 当該緊急安全措置の内容及び手法に関する事項
- (2) 当該緊急安全措置に要する費用の額に関する事項
- (3) 当該緊急安全措置に要する費用の当該所有者等の支払いに関する事項

2 前項の同意は、当該所有者等が同意書兼誓約書（別記第14号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、条例第8条第2項に規定する緊急安全措置を実施したときは、当該緊急安全措置に係る特定空家等の所有者等に対し、緊急安全措置実施通知書（別記第15号様式）及び当該緊急安全措置に要した費用の納入通知書を送付するものとする。

（代執行の手続）

第13条 法第14条第9項に規定する措置を行う場合において、次の各号に定める文書は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する文書 戒告書（別記第16号様式）

(2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（別記第17号様式）

(3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（別記第18号様式）
（標識）

第14条 法第14条第11項の規定による公示は、標識の設置により行うものとし、その標識は、別記第19号様式によるものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

第2号様式（第4条関係）

空家等の台帳

受付番号		整理番号		受付日	. .	台帳作成日	. .
所在地	長岡市						
建物所有者	フリガナ 氏 名			電話番号			
	住 所	〒					
建物管理者	フリガナ 氏 名			電話番号			
	住 所	〒					
土地所有者	フリガナ 氏 名			電話番号			
	住 所	〒					
土地管理者	フリガナ 氏 名			電話番号			
	住 所	〒					
空家等の 概要	登記年月日	年 月 日					
	用 途	専用住宅・併用住宅・集合住宅・店舗・その他()					
	構 造	木造・鉄骨造・RC・その他()					
	階 数	平屋・2階建・3階建・その他()					
	延床面積	m ²		敷地面積	m ²		
	空家等に なった時期	年 月頃					
情報提供	情報提供受理日			通報者	住所／電話番号		
	年 月 日()						
	空家等の状況				通報者と空家等との関係		
案 内 図							
特記事項							

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



特定空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められるので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 特定空家等に該当すると認められる空家等

所在地

用途等

所有者の住所及び氏名

2 特定空家等に該当すると認められる事由

- ・ 認定後は、上記2について指導、勧告等の措置を実施します。なお、勧告により、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 2に関して対策を講じたときは、遅滞なく担当まで御連絡ください。なお、この通知と行き違いで既に対策を実施している場合は御容赦願いますとともに、担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

(担当 :)

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



特定空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより特定空家等に該当しなくなったものと認めますので、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 特定空家等に該当しなくなったと認められる特定空家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等に該当しなくなった事由

(担当 :)

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



立入調査実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので、同法第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 立入調査の対象となる空家等の所在地
- 2 立入調査の期日
年 月 日（ ）から 月 日（ ）までの間
- 3 立入調査の趣旨及び内容

第6号様式（第6条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属	顔写真 横 25 mm 縦 30 mm	55mm
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行	長岡市長	印

91mm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋） 第9条（略）	
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。	
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。	
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

91mm

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



助言・指導書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、年 月 日付け 第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、同法第14条第1項の規定により下記のとおり助言・指導をします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途等

所有者の住所及び氏名

2 助言・指導に係る措置の内容

3 助言・指導に至った事由

- ・ 措置をとらずに長岡市長から勧告を受けた場合、上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく担当まで御連絡ください。なお、この通知と行き違いで既に措置を完了している場合は、御容赦願いますとともに、担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

(担当 :)

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



勧告に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることもできるとともに、長岡市空家等の適正な管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長岡市長に対し、意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを求めることができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告しようとする措置の内容
- 3 勧告に至った事由

4 意見陳述書の提出先

5 意見陳述書の提出期限

- ・ 1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 -)

申立人 住 所

氏 名

Ⓡ

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

勧告に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による勧告に係る事前の通知書について、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第7条の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地 用途等 所有者の住所及び氏名
2 意見	
3 証拠書類等	

- ・所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



勸 告 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、 年 月 日付け 第 号により、同法第14条第2項の規定に基づく勧告を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

- ・ 1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 5の期限までに2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告をしてください。
- ・ 5の期限までに正当な理由がなく2に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第11号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



命 令 書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、 年 月 日付け 第 号により同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定により下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告してください。
- ・ 本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 5の期限までに2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第12号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当しているため、

年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることも、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、長岡市長に対し、意見陳述書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由

4 意見陳述書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見陳述書の提出期限

- ・ 2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく4に示す者まで報告してください。

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 -)

申立人 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者印を押印する。〕

命令に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、空家
等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、下記のとおり意見
を述べます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地 用途等 所有者の住所及び氏名
2 意見	
3 証拠書類等	

- ・所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第14号様式（第12条関係）

年 月 日

長岡市長 様

(〒 -)

申立人 住 所

氏 名

ⓐ

電話番号

同 意 書 兼 誓 約 書

長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条第1項の規定に基づく緊急安全措置として、私が所有・管理する下記の特定期空家等について、その危険を回避するための措置を長岡市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に際しては、下記の事項について責任を持って対処することを誓約します。

記

1 特定期空家等の所在地

2 措置に関する同意事項

- (1) 緊急安全措置の概要に関する事項
- (2) 緊急安全措置に要する費用に関する事項
- (3) 所有者等の費用負担に関する事項
- (4) その他

3 誓約の内容

- (1) 当該措置に係る費用は、措置完了後速やかに長岡市に納めます。
- (2) 当該空家等が今後危険な状態にならないよう、適切に管理します。

第15号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



緊急安全措置実施通知書

あなたが所有・管理する下記の特定期空家等について、長岡市空家等の適切な管理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、緊急安全措置を実施したので、通知します。

については、当該措置に要した費用について、別に交付する納入通知書により納期限までに納付してください。

記

1 特定空家等の所在地

2 措置の内容

3 措置に要した費用 金 円

4 納期限 年 月 日

第16号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



戒 告 書

あなたが所有・管理をする下記の特定期空家等について、 年 月 日付け
第 号により措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日ま
でに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規
定に基づき、代執行を実施しますので、行政代執行法第3条第1項の規定により
その旨、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ
なたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても本市はその責任を負いませんので申し添えます。

記

あなたが所有・管理をする特定期空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模
- (5) 所有者の住所及び氏名

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを
知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を
経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当
該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以
内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起
することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内
であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起
することができなくなります。

第17号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長



代 執 行 令 書

あなたが所有・管理をする下記の特定期空家等について、 年 月 日付け
第 号により措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期限までにその義務が
履行されていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規
定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の
規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあ
なたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても、本市はその責任を負いませんので申し添えます。

記

1 あなたが所有・管理をする特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模

2 代執行の時期

3 代執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額 金 円

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長岡市を被告として（訴訟において長岡市を代表する者は、長岡市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第18号様式（第13条関係）

（表）

執行責任者証		第 号
所属課長 氏名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
長岡市長		印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
2. 代執行をなすべき時期		
年 月 日から 年 月 日までの間		

91mm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）	
第14条（以上略）	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～15（略）	
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	

91mm

第19号様式（第14条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置を講ずることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限